

第 9 期計画期間に向けた介護保険制度改正について
 （社会保障審議会介護保険部会における「給付と負担」の議論の方向性について）

1 介護保険制度改正について

介護保険では、介護保険事業計画の策定にあわせた 3 年サイクルで、介護保険法の改正を含む大きな制度改正が行われる。次期の制度改正（9 期計画の初年度である令和 6 年度の施行）に向けて、厚生労働省に設置された社会保障審議会の部会である介護保険部会（以下「部会」という。）において、全世代型社会保障構築会議における議論も踏まえつつ、次期制度改正に向けた議論が行われている。

2 「介護保険制度の見直しに関する意見」の概要

部会ではこれまでの議論を踏まえ、令和 4 年 12 月 20 日に「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保」を 2 本の柱とした意見書（「介護保険制度の見直しに関する意見」）を取りまとめた。詳細は参考資料 1 のとおり。

➤ 「給付と負担」について

今回の意見書では、「給付と負担」に関連する 7 項目についての記述があり、うち 3 項目については「次期（9 期）計画に向けて早急に結論を得る」とされた。この 3 項目について、遅くとも令和 5 年の夏までに結論を得るべく、部会において引き続き議論が行われる。

「9 期計画に向け早急に結論を得る」とされた事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1 号保険料負担の在り方 ◆ 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準 ◆ 多床室の室料負担
「10 期計画までに結論を得る」とされた事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ ケアマネジメントに関する給付の在り方 ◆ 軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方
「引き続き検討」とされた事項	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 補足給付に関する給付の在り方 ◆ 被保険者範囲・受給者範囲